平成２０年（フ）第３３４号
宮崎県都城市都島町407番地６
破産者　牧﨑　弘信
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2319番地、破産申立時の住所長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2229番地
破産者　服巻　昭徳
１　決定年月日　平成21年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第９９９号
仙台市宮城野区燕沢東３丁目22番30号、開始決定時の住所仙台市泉区向陽台２丁目１番７号
破産者　伊藤すみ子
１　決定年月日　平成21年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２６６号
愛知県宝飯郡小坂井町大字小坂井字倉屋敷30番地　コーポ倉屋敷102号、開始決定時の住民票上の住所愛知県豊川市新道町１丁目40番地
破産者　加藤　寿夫
１　決定年月日　平成21年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１２０３号
仙台市宮城野区岩切字入山83番地の78
破産者　加藤　昌裕
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１３号
仙台市太白区南大野田24番地の２　チサンマンション富沢駅前Ⅱ401
破産者　畑井　州子
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第３７３号
茨城県筑西市玉戸1336番地331、前住所茨城県筑西市一本松1200番地１
破産者　染谷　政一
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第７４５号
静岡県藤枝市水上１番地の94、前住所静岡県榛原郡川根本町上長尾1251番地の２
破産者　中村　正明
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６号
愛知県愛西市町方町足立川３―29、住民票上の住所名古屋市南区鳴浜町２丁目30番地
破産者　大口　守人
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２０号
愛知県知多市日長台403番地　スターハイツ日長台Ｂ―301
破産者　山下　峰生
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９５号
名古屋市昭和区石仏町２丁目２番地の３　香山アパート４Ｆ東号
破産者　寺澤　千秋
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１７３号
愛知県津島市金柳町北脇21　中日本研究所内、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目11番５号　御園ビル４階
破産者　アクティブこと　内海　保郎
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９０号
愛知県海部郡大治町花常字人見62番１　シティハイツ人見Ａ202号、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字三本木字村部121番地
破産者　園田工芸こと　園田　義明
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２５号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字針木原14番地１
破産者　中谷賢二郎
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ33―603号
破産者　渡邉　重則
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９１号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｋ棟304号、従前の住所神奈川県藤沢市鵠沼花沢町７番７号
破産者　瀬川　道子
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１７号
広島市南区比治山本町１番８―303号
破産者　池田　　剛
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３９号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―411号、申立時の住所広島市西区三滝本町１丁目36番１号
破産者　佐々木謙治
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部